

## 第19回京都市・食の安全推進協議会 摘録

京都市では、平成15年12月16日に食品の安全を確保するため、各分野の学識経験者や公募市民で構成する「京都市・食の安全推進協議会」を設置しています。本協議会にて食の安全・安心について論議・評価・提言をいただき、本市の食品衛生行政に反映させていきます。

### ■ 開催日時

平成21年12月15日（火）午後2時から午後4時まで

### ■ 開催場所

京都市市民総合相談課 研修室

### ■ 出席者（敬称略）委員：10人，事務局：8人，傍聴者：16人

委員長	北畠 直文（京都大学大学院教授）	
副委員長	家原 知子（京都府立医科大学小児科 講師）	
委員	池本 周三（社団法人 京都市食品衛生協会 副会長）	
委員	伊藤 省二（市民公募委員）	
委員	吹田 孝子（市民公募委員）	
委員	須田 樹弘（株式会社 大丸京都店 食品部 部長）	
委員	中川恵美子（京都市地域女性連合会 常任委員）	
委員	湯浅 義三（社団法人 京都微生物研究所 環境企画管理部 部長）	
委員	渡辺 徹志（京都薬科大学 教授）	
事務局	保健福祉局医務監・保健衛生担当局長	松井 祐佐公
	保健衛生推進室部長	望月 雅史
	保健衛生推進室生活衛生課長	土井 直也
	保健衛生推進室生活衛生課担当課長	永井 善彦
	保健衛生推進室生活衛生課食品衛生第一係長	仲 俊典
	保健衛生推進室生活衛生課食品衛生第二係長	西原 和美
	保健衛生推進室生活衛生課食品衛生担当	臼杵 裕美子
	保健衛生推進室生活衛生課食品衛生担当	竹重 香

### ■ 次第

- 京都市・食の安全推進協議会委員の委嘱式
- 開会のあいさつ（保健福祉局医務監，保健衛生担当局長）
- 議題
  - 1 京都市における食品衛生行政について
  - 2 「京都市食の安全安心に関する条例(仮称)」について
  - 3 京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度における認証審査委員会委員の選任及び解任について

#### 4 その他

○ 閉会のあいさつ（保健福祉局保健衛生推進室部長）

#### ■ 会議概要

○ 各議題について事務局から説明

○ 質疑応答

### 議題 1：京都市の食品衛生行政について

#### 事務局説明

資料 1 により、以下の内容について説明しました。

（資料 1：パワーポイント資料を添付）

- ◎ 食品衛生を規制する法律と京都市の指導権限
- ◎ 京都市の監視体制
- ◎ 京都市・食の安全推進協議会について
- ◎ 京都市食品衛生監視指導計画の策定、本計画に基づく監視指導の概要、結果
- ◎ 食中毒の発生件数の推移
- ◎ 収去（抜き取り）検査の状況
- ◎ 京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度の概要
- ◎ 京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)の制定について

#### 質疑応答

【委員】京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度の認証取得施設ということを、どのように知ることができますか？認証マークはどのように掲げられていますか？

【事務局】認証取得施設の店頭又は商品などにステッカーの状態に掲げられています。

【委員】京都府では、「京のブランド産品」として、「ブランド京野菜」を認証する制度があります。京都市での「京・食の安全衛生管理認証制度」との違いについて、教えてください。

【事務局】本市で運用する京・食の安全衛生管理認証制度とは、HACCPの考え方を取り入れ、製造業又は飲食店等の営業施設を認証の対象とした制度です。その点で、野菜そのものを認証する京都府の制度とは異なっています。

【委員】京都市が取り組んでいる「ええ店掘り起こしプロジェクト」に参加し、地域のええ店を探しています。このプロジェクトと、認証制度はどのように異なるのでしょうか？

【事務局】「京・食の安全衛生管理認証制度」とは、本市で定めている自主管理運営基準の遵守にとどまらず、衛生管理マニュアルの作成し、そのマニュアルに基

づき記録を実施するなど、一歩進んだお店を認証している制度です。この認証制度を通して、食品事業者全体の衛生基準の向上を期待しております。

【委員】京都市中央卸売市場では、市場内に事務所をおく京都市衛生公害研究所の職員により監視指導が行き届いています。一方で、中央市場以外の流通について、行政の監視指導が十分に行き届かないのではと心配に思うのですが、京都市としては、場外流通をどう監視すべきと考えていますか？

【事務局】委員のご指摘のとおり、場外を含めたすべての監視指導は困難な状況ですが、各区の保健所が販売店舗などを監視指導することで、一定の安全確保に努めているところです。

また、流通食品の抜き取り検査をすることで、安全を確認しております。検査の結果、違反が発見された場合には、製造業者等に調査及び指導を行います。また、全国の自治体とも連携をとって、情報共有を図り、違反食品のいち早い排除に努めております。

## 議題 2：京都市食の安全・安心に関する条例（仮称）について

### 事務局説明

資料 2 により、条例の骨子（案）を説明しました。

（資料 2：「パブリックコメント」（黄緑色のリーフレット）を添付）

### 質疑応答

【委員】今回策定する条例は事業者を規制する内容になっているにも関わらず、事業者に対する説明が不十分ではないかと考えます。

策定までの日程についても、事業者の意見収集が十分できないスケジュールになっていると考えます。

【事務局】別途、事業者向けの説明会を実施する予定としていますので御了承ください。

まず、条例制定に向けた京都市のスタンスを御説明します。

平成 15 年に制定された食品安全基本法に基づき、都道府県が次々に独自条例を策定しました。政令指定都市では、昨年、名古屋が条例を策定したところで、本市が策定すると、政令市では全国 2 番目となります。

基本的には、本市の食品衛生行政に係る理念を定める条例を目指しております。

たとえば、中国産冷凍餃子事件が発生した時、本市では、市民の皆様の不安を解消するため、ただちに販売店をまわり、冷凍餃子等の検査を実施しました。これは、法律に基づいて実施したものではありません。

市民の安全安心を求めるには、法律に関わらず、市民の不安解消につながる

積極的な対応が必要であると考えております。

このように、京都市として積極的に市民の安全安心を守っていくという姿勢を表明する、というのが条例策定の大きなポイントになっています。

第二に、食品事業者の責務についてですが、ポイントは3点あります。

まず一つ目は一義的責務です。自社で製造したものについては、自社で責任を負うというものです。

二つ目は、衛生管理水準及び知識の向上であり、食品事業者の方々におかれましては、従来から十分取り組んでおられると思いますが、改めて条例にうたっております。

三つ目は、自主回収報告制度です。事故発生時の素早い対応を事業者に求めるものです。罰則は定めておりません。食品は全国に流通するものであり、京都市の事業者のみに罰則をかけることには、問題があると考えます。

最後に、市民及び観光客の皆様の安全確保についてです。必要に応じて調査に御協力いただくなど、本市の食品衛生行政に理解を求めていきたいと考えております。

**【委員】** 事故発生時にすぐに対応するのが大切と考えますが、最近ではインターネット販売など流通が多様化する中で、スピード感のある対応が困難ではないかと心配です。

**【事務局】** スピード感のある対応をしていくにあたって、皆さんの後押しが必要と考えています。

現在、限りある予算・人員の中で、精一杯、緊急時対応に努めております。今回の条例（案）の中では中長期計画の策定をうたっており、その計画の中で、長期的な目線により検査体制の整備等を行っていくことを盛り込むなど、監視指導体制強化に努めたいと考えております。

**【委員】** 条例は概念的で、具体的にどのように規制していくのかが不明瞭です。

たとえば、事業者の責務として、食品等の安全性確保に関する知識の習得が記載されていますが、具体的にどのような教育が必要なのかがわかりにくいと思います。また、市としての緊急時対応についても、具体的な内容がわかりません。今後、詳細を取り決める細則等を策定する予定なのでしょうか？

**【事務局】** 細則を順次策定していく予定です。

**【委員】** 食品事業者が消費者にとって好ましい情報を公表しても、風評被害にあうことがあります。事故米流通の問題でも、流通の中間業者は行政のお墨付きの米ということで、流通させていましたが、事故の公表にともない、風評被害を受けました。条例として、公表を義務づける場合、公表基準等の詳細を検討していく必要があると考えます。

**【事務局】** 風評被害といえば、O157食中毒によるカイワレダイコン業者への風評被害の事例がありました。

行政としては、情報の公開方法を慎重に検討していく必要があると考えてお

ります。一方で、違反食品などに関わった市民に、結果を返していく責務もあり、公表による公益性等を踏まえて検討しないとなりません。

【委員】 マスコミによる風評被害は大きな問題だと考えます。

行政は正確な情報を公表し、マスコミも正確な情報を提供していくべきと考えます。

【委員】 情報公開が重要な状況の中で、京都市の情報公開の方法が不十分と感じる部分があります。

たとえば、「京都市食品衛生監視指導計画（案）」に対するパブリックコメントについて、ある意見として調理ボランティアに対する教育を求める提案がありました。市の回答は「出前トークを実施しています」であり、出前トークをどのように利用するのか、その方法が示されておりませんでした。

次にどのようにアクションをとればよいのかが明確にわかるように、情報提供していただきたいと思います。

【事務局】 ご指摘のとおりと考えます。

以下、条例（案）に対する各委員の御意見を記載します。

- 大学との連携により、安価で信頼性の高い新しい検査方法の開発に取り組むなど、検査体制の充実を図ることが大切と考えます。とくに、京都大学との連携をすることで、京都らしさをアピールできるのではないのでしょうか？
- 条例（案）に対するパブリックコメントの周知方法についてですが、町内回覧やリビング新聞の活用や、食品衛生関係の講演会でリーフレット配布を行うなど、もっと市民の目にとまるように工夫された方がよいのではないのでしょうか。
- 小売業の立場で言うと、条例の考え方が判断材料として役立つと期待できます。しかし一方で、条例違反に罰則がないとはいえ、企業コンプライアンスの観点で事業者責務の遵守が求められます。特に、自主回収制度では、開示する情報により社会的な責任をとらなければならないものであり、風評被害にも繋がる場合があると考えます。どこまで情報の開示を義務づけるのか、詳細までよく検討していただきたいと思います。
- 食品の偽装問題を受け、食に対する不安を感じています。より良い商品が流通する上で、罰則による規制よりも、衛生管理をきちんと行っている良いお店を評価することに力を入れた方がよいのではないかと考えます。
- 今回の条例（案）は概念性が強く、判断基準が不明瞭と感じます。どこまでが義務化されるのか、明確にしてほしいと思います。また、消費者に食品が届けられるまで、生産段階、流通段階、購入段階があり、全段階でバランスをとっていくべきだと思います。消費者の要求ばかりに配慮するやり方には、問題があると思います。
- 食品製造はトレーサブルであることが大切であり、食品検査はそのトレーサブルの確認のために実施するものであるべきと考えます。
- 残留農薬基準の中には、暫定的に基準値が決められているものがあります。暫定基準をクリアしていれば、何でも大丈夫というわけではなく、基準の設定方法などに

についても、消費者に伝えていくべきではないかと考えます。

- まず努力義務により衛生管理水準を向上させていくという条例の趣旨に賛同します。
- 市民への啓蒙をどう進めるかが課題と考えます。
- 広域的な事件発生時には、他都市との連携を図って、取り組んでいただきたいです。
- インターネット販売による食品は安価ですが、安全性に懸念が残ります。

議題3：京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度における認証審査委員会委員の

選任及び解任について

事務局説明

本協議会委員である北島委員は、京・食の安全衛生管理認証審査委員会の委員にご就任いただいております。今般、北島委員から退任の申し出があったのに伴い、本制度の実施機関である(社)京都市食品衛生協会から、「京・食の安全衛生管理認証制度実施要綱」第22第2項に基づき、村田幸作様を後任委員としたい旨、内申をお受けしました。村田幸作様は京都大学大学院教授であり、微生物分野をご専門としながら、HCCPにも精通されております。村田様の委員就任について議論いただければと思います。

意見

選任について、問題なし。

### 京都市の食品衛生行政について

京都市保健福祉局保健衛生推進室  
生活衛生課

### 食品衛生を規制する法律と京都市の指導権限

すべてを所管しているわけではありません。

- \* 食品安全基本法
- \* 食品衛生法
- \* JAS法
- \* 景品表示法
- \* 計量法
- \* 健康増進法 などなど

### 京都市の監視体制

右京: 10名	左京: 9名
北: 9名	上京: 9名
中京: 12名	東山: 9名
下京: 12名	山科: 8名
南: 9名	伏見: 13名
西京: 9名	

11保健所合計109名

### 京都市の監視体制

#### 衛生公害研究所

検査員 合計34名

- 衛生公害研究所 本所 15名
- 中央卸売市場 第一検査室 7名
- 中央卸売市場 第二検査室 12名

### 京都市の監視体制

京都市

市民 ↔ 11保健所 ↔ 生活衛生課

食品事業所 ↔ 衛生公害研究所 (本所) ↔ 生活衛生課

生活衛生課 ↔ 関係部局 (感染症担当部局, 産業観光局, 教育委員会等)

生活衛生課 ↔ 厚生労働省, 消費者庁, 農林水産省等, 他自治体

### 京都市・食の安全推進協議会

市民, 学識経験者, 食品事業者, 行政のリスクコミュニケーションの場

平成15年12月に設置し, これまで18回開催

↓

京都市の食品衛生行政に反映

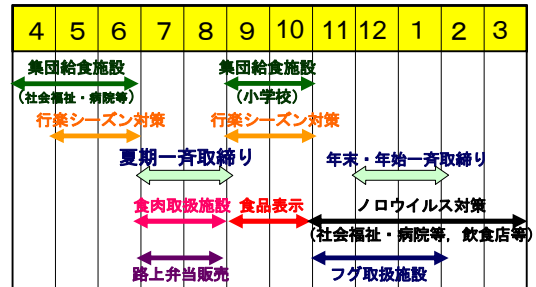
## 京都市での取組み

毎年度「京都市食品衛生監視指導計画」を策定

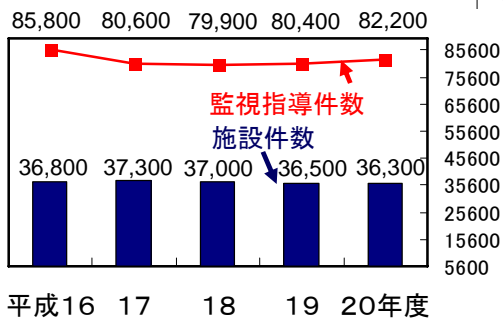
### 平成21年度計画の主なポイント

- ① 食品表示の監視指導の強化
- ② 食中毒発生防止の徹底
- ③ 輸入食品の残留農薬等の検査の強化
- ④ 危機管理体制の整備と強化
- ⑤ BSE全頭検査の継続実施
- ⑥ リスクコミュニケーションの推進
- ⑦ 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

## 監視スケジュール



## 監視指導結果など



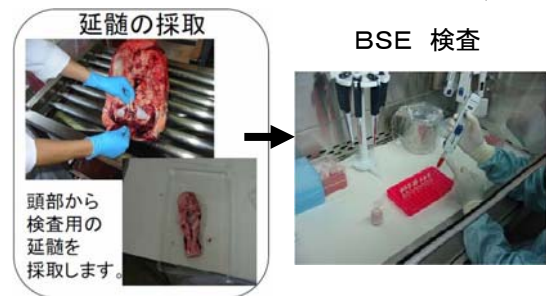
## 監視指導の様子



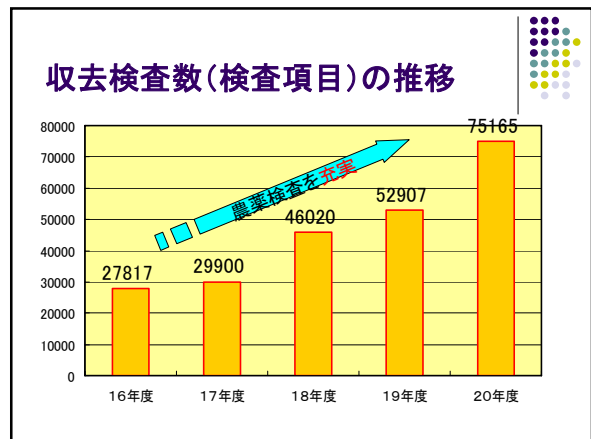
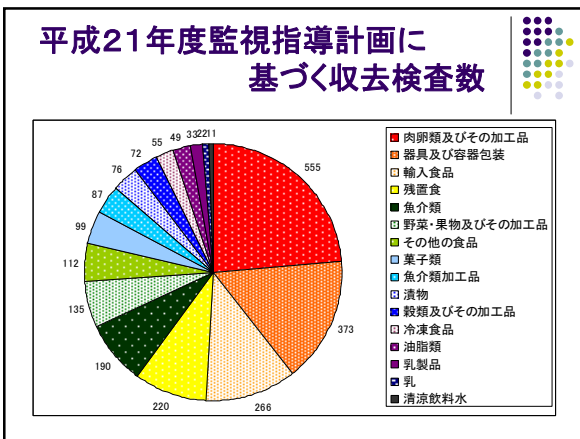
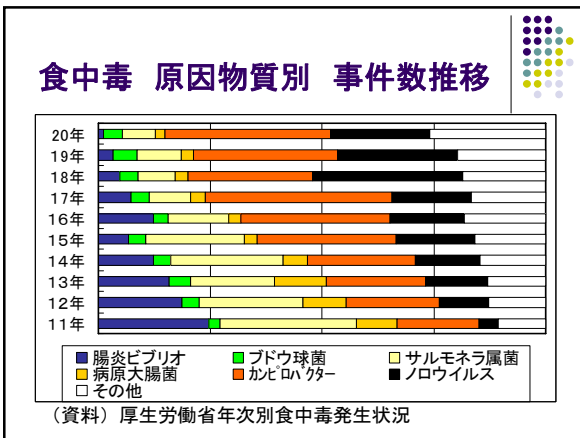
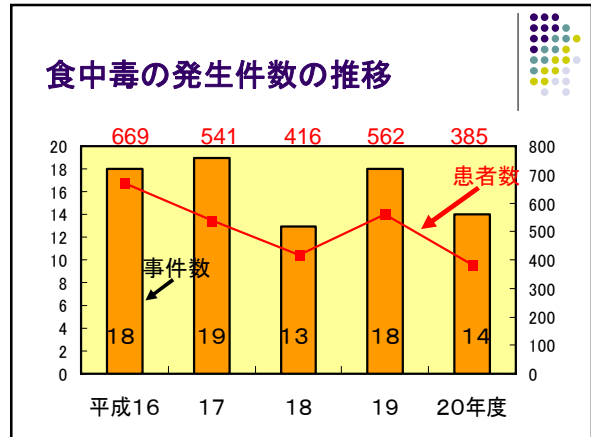
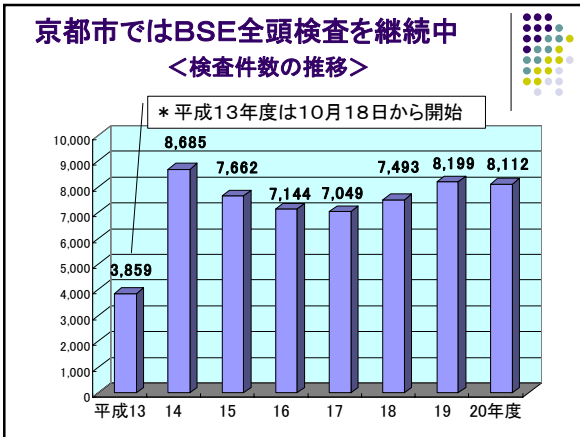
## 衛生公害研究所第二検査室 (と畜場)における監視・検査

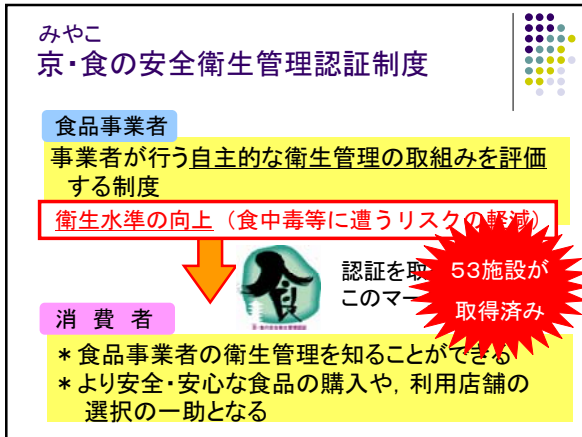


## 衛生公害研究所第二検査室 (と畜場)における監視・検査







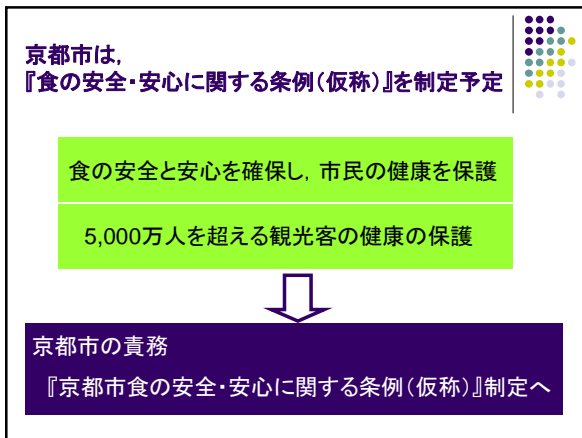


京都市「食の安全条例」

**自主回収の報告義務化**

観光客も保護

平成21年12月6日  
京都新聞



京都市「食の安全条例」

**自主回収の報告義務化**

観光客も保護

## 『京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)』 骨子(案)

## ★ 総 則 ★

## 1 条例の目的

■悠久の歴史の中で培われた豊かな食文化を有する京都の特性を踏まえ、食品等の安全性の確保に関し、基本理念を定め、本市及び事業者の責務と市民の役割を明らかにするとともに、食品等の安全性の確保に関する基本的な施策を推進していくことにより、市民及び観光旅行者に信頼される安全な食品等を供給し、健康の保護を図る。

京都は、悠久の歴史の中で、永年に亘り日本の中心として、世界に誇れる、独自の文化・芸術を築き、育んできました。それは、食においても例外ではなく、特有の風土に根ざした豊かで伝統ある食文化が脈々と受け継がれています。他には類を見ないこの独自の食文化を継承し、発展させていくことが、市民の食生活を潤いのあるものとし、さらには、健全な心身を培うための食育の推進にも繋がるものと考えます。

食は人の生命の基本をなすものであり、日々の生活の中で安全でかつ安心な食生活を営むことが、健康を維持していくためには不可欠です。しかし現在、我々は、多種多様な食品が流通する中で、豊かな食生活を営む一方で、食品中の残留農薬や食品表示の偽装など、食に関する様々な問題が発生し、市民の食品の安全に対する信頼が大きく揺らいでいます。

本市は世界的な観光都市であり、毎年多くの観光旅行者が京都を訪れており、観光旅行者等本市を訪れる方々の食に係る健康被害の発生を防止することも、本市に課せられた責務と考え、食品等の安全性を確保していくことによって、市民の皆様はもとより、観光旅行者に対しても、安全で安心できる食品等を供給し、健康の保護を図ることを条例の目的とします。

## 2 用語の定義

- 「食品」とは、すべての飲食物をいう。(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)
- 「食品等」とは、食品、添加物、器具・容器包装及び原材料として使用される農林水産物いう。
  - 《食 品》その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。
  - 《添 加 物》食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。
  - 《器具・容器包装》食品衛生法第4条第4項及び同条第5項に規定する器具・容器包装をいう。
- 「事業者」とは、食品等を生産、輸入、又は販売その他の事業活動を行う者をいう。
- 「特定事業者」とは、次に掲げる事業者又は団体であって、市の区域内に事業所その他の事業に係る施設又は場所を有する者をいう。
  - ①食品等を生産し、製造し、輸入し、又は加工することを営む者
  - ②食品等を販売することを営む者

「食品」、「食品等」及び「事業者」は、食品安全基本法並びに食品衛生法により定められている定義等に準じています。

なお、今回の条例では事業者による「自主回収報告制度」の導入を検討しています。食品衛生法違反又はその疑いがある食品等を事業者が自主的に回収を行う場合、本市は、事業者に対して自主回収についての報告を求め、その自主回収情報を本市のホームページで公表するというものです。

「特定事業者」とは、本市が自主回収についての報告を求める、市内に事業所や事務所等を有する事業者をいいます。

### 3 基本理念と関係者の責務や役割等

#### ■『食品等の安全性の確保に向けた基本理念』

- ①事業者が、食品等の安全性の確保に関する一義的な責務を有していることを明確にする。
- ②本市は、総合的かつ計画的に食品等の安全性の確保に関する施策を推進していく。
- ③本市、事業者、市民及び観光旅行者等の中で情報を共有し、意見の交換を推進していく。

#### ■『本市及び事業者の責務、市民の役割、観光旅行者等の健康の保護』

##### ①本市の責務

- ・食品等の安全性の確保のための基本的な施策を策定し、実施する責務を有する。

##### ②事業者の責務

- ・自主的な衛生管理を推進するよう努めなければならない。
- ・自らが取り扱う食品等の特性を十分に理解するとともに、その安全性の確保に関する知識の習得に努めなければならない。
- ・正確でわかりやすい表示を行うよう努めなければならない。
- ・食品等の安全性の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### ③市民の役割

- ・食品等の安全性に関する施策に対し、積極的に意見を表明するよう努めるものとする。
- ・食品等の安全性の確保に関する知識を深め、自らの判断で安全な食品等の選択が行えるよう努めるものとする。
- ・食品等の安全性の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

##### ④観光旅行者その他本市を訪れる者の健康の保護

- ・本市は、観光旅行者その他本市を訪れる者（以下「観光客等」という。）及びその関係者に対し、本市が実施する食品の安全性の確保に関する施策について、理解を求めものとする。
- ・本市は、観光旅行者等及びその関係者に対し、施策への協力を要請するとともに、観光旅行者等の健康の保護を図るものとする。
- ・観光客旅行者等及びその関係者は、本市に対し、市内の食品関係施設への衛生管理の徹底を図るよう監視及び指導を求めることができる。

事業者は「食品等の安全性の確保に関する一義的な責任を有する」、「本市は食品等の安全性の確保に関する施策を推進していく」という考え方を基本理念に掲げ、危害の発生を未然に防止し、食品等の安全性を確保していきます。

また、本市、事業者、市民の皆様等が互いの責務や役割を十分に理解し、情報を共有することにより、相互理解を深め、協力していくことが重要です。

さらには、本市を訪れる多くの観光旅行者の皆様のご協力のもと、その健康についても保護していきます。

## ★ 食品等の安全性の確保のための基本的な施策 ★

### 1 食品安全推進計画の策定

■市長は、食品等の安全性の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「食品安全推進計画」を策定する。

- ・食品等の安全性の確保に関する施策
- ・その他食品等の安全性の確保に関する重要な施策

■食品安全推進計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表する。

本市が食品等の安全性を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進していくことを、条例により明確に示します。

現在、食品衛生法第24条の規定により、毎年度、「京都市食品衛生監視指導計画」を策定し、当該計画に基づき監視及び指導等を行っているところですが、さらに、本市の食品等の安全性の確保に関する方向性を示す中期的若しくは長期的な計画を策定し、食品等の安全性の確保に努めていきます。

### 2 調査及び研究の推進

■本市は、科学的知見に基づき、施策を実施するため、検査体制を整備するとともに、食品等の安全性の確保に関する調査及び研究を行い、検査技術の研鑽を図る。

■本市は、検査及び調査研究により得られた結果等については、施策に反映させていく。

現在、食品衛生法に基づき「京都市食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、保健所等に配置された食品衛生監視員が監視及び指導を行い、また、衛生公害研究所では食品の検査を実施し、食中毒や違反食品等の食品事故発生防止に努めていますが、より一層、危害の発生を防止するため、監視指導及び検査の体制を整備する必要があります。

そのため、食品等の安全性の確保に関する調査及び研究を行い、技術の向上を図ります。

さらには、調査及び研究の結果を食品安全推進計画や京都市食品衛生監視指導計画に反映させていきます。

### 3 食品等の安全性の確保のための監視、指導及び検査等

■本市は、食品等の製造から販売の各工程における食品等の安全性の確保を効果的に図るため、監視、指導及び検査を実施する。

■事業者に対し、食品等の供給工程の各段階において必要な情報を記録し、保管するよう指導する。

保健所等に配置された食品衛生監視員は、製造等の各工程の衛生管理のポイントとなる点を重点的に監視し、食品等の検査を実施することにより、危害の発生及び拡大防止を図ります。

また、事業者は、自らが取り扱う食品等の製造から販売の各工程において、必要な情報を記録し、衛生管理に努めることが必要です。

#### 4 事業者による自主的な衛生管理の推進（自主衛生管理，顕彰等）

- 本市は，事業者による自主的な衛生管理の取組を推進するため，必要な措置を講じる。
- 本市は，事業者に対し，食品表示に係る法令の趣旨にのっとり，適正な表示を行うよう監視，指導するとともに，市民に対して，食品の表示制度の普及啓発に努める。
- 市長は，自主的な衛生管理を推進している優良な施設や功労のあった事業者を顕彰する。

事業者が食の安全に係る一義的な責任を有することを認識し，自主的に衛生管理を推進していくことが不可欠であり，事業者が自主的に行っている衛生管理の取組を推進していくことが，危害の未然防止に繋がります。

本市では，「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」を設け，事業者の自主的な取組を推進するとともに，食品衛生の向上に功績のあった事業者や優良施設を顕彰する制度を設け，事業者の努力を讃えることにより，より一層，事業者の食品衛生の向上に対する意欲を高めてまいります。

#### 5 情報の共有及び意見の交換等の推進，市民意見の施策への反映

- 本市は，事業者，市民等に対し，食品等の安全性の確保に関する施策への理解と協力を得るために情報を共有するとともに，関係者間の相互理解を深めるため，意見の交換を推進する。
- 本市は，食品等の安全性の確保に関する施策に，市民等の意見を反映する。

食品等に関する事件や事故が発生した場合，市民の皆様への不安や不信を払拭するため，迅速かつ正確な情報を提供してまいります。

また，市民の皆様や事業者等から寄せられた意見を本市の施策に反映させ，食の安全と安心の確保に努めます。

#### 6 市民及び事業者等への啓発

- 本市は，事業者，市民等に対し，食品等の安全性に関する情報や知識の普及及び啓発に努める。

事業者や市民の皆様に対し，食品等の安全性の確保に関する正しい知識や理解を深めていただき，自らの判断で安全な食品等の選択が行えるよう，食品等の安全性に関する情報や知識の普及及び啓発に努めてまいります。

#### 7 国及び他の地方自治体との協力

- 本市は，国及び他の地方自治体と協力し，食品等の安全性の確保に関する施策の推進に努める。

中国製冷凍餃子の農薬残留や事故米穀の不正規流通などの事件発生を契機に，国及び他の地方自治体との情報の共有化及び連携の重要性が再認識されたところです。

国等と協力し，互いに情報を共有することにより，食に関する事件が発生した場合，迅速かつ円滑に原因の究明と危害拡大防止の措置を進めることができます。

## ★ 健康への悪影響の未然防止 ★

### 1 情報の収集、整理及び分析等

- 本市は、食品等の安全性に関する情報を収集し、科学的知見に基づき分析及び評価する。
- 本市は、分析等の結果を施策へ反映させる。

現在、問題となっている食品等の安全性に関する事案や危害の発生が生じる又は生じるおそれがある事案に対して、本市はできる限り迅速に食品等の安全性に関する情報を収集し、科学的根拠に基づき、その危害発生の要因や健康への影響等について、分析、評価を行う必要があります。

さらに、分析及び評価した結果等は、食品等の安全性を確保するための施策に反映させていく仕組みが必要です。

### 2 健康への悪影響が生じた時等の措置（指導、勧告、公表）

- 市長は、人の健康への重大な悪影響が生じ、又は生じるおそれがあり、措置を講じる必要があると認める時は、事業者に対し、必要と思われる報告を求めるとともに、その旨を公表することができる。（法令又は条例に定める措置を講じる場合は除く。）
- 市長は、蓋然性（発生する確率）や重大性から判断し、事業者に対し、自らその旨を公表し、食品等の回収等を行うよう指導又は勧告することができる。
- 市長は、事業者がその勧告に従わなかった場合、市長はその旨を公表することができる。
- 市長は、勧告並びに公表する場合は、事業者に対し、あらかじめ通知し、意見の聴取を行う。

危害発生が生じる、又は生じるおそれがあり、未然防止もしくは拡大防止のために何らかの措置を講じなければならないと判断される場合であっても、基準が定められていない等の理由により、食品衛生法等の既存の法令では直ちに措置を講じることが難しい場合があります。

こうした場合に、「法的根拠がない」との理由で、危害防止のための措置や公表等が行なわなければ、「食品等の安全性を確保し、市民や観光客等の健康を保護する」という本市の責務を全うすることができません。

このような法的措置を講じることができない事案についても、危害発生の蓋然性（発生する確率）や重大性を勘案したうえで、何らかの措置を講じなければならないと判断した場合にあっては、本市は必要に応じて、速やかにその旨を公表することとします。

また、事業者自らが、積極的に公表し、食品の回収等の措置を講じるよう指導、勧告できるというような仕組みが必要と考えます。

このように、市民の皆様に対し、公表し、周知及び注意喚起することは、食の安全と安心を確保するための本市の責務ですが、本市が勧告し、公表する場合は、事前に事業者から意見を聴取をするなどの手続きをおこなったうえで、公表します。

### 3 自主回収報告の制度

- 特定事業者は、製造、輸入、加工又は販売した食品等の自主回収に着手した場合（法令に基づく命令又は措置等を受けて回収に着手した場合を除く。）、速やかに、その旨を市長に報告し、

また、その回収が終了したときにも、その旨を市長に報告しなければならない。

■市長は、自主回収の措置が適切でないとする場合は、回収方法等について必要な是正措置を求めることができる。

■市長は、必要に応じ、当該自主回収着手等の報告の内容を公表する。

危害発生を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等を市場から排除する仕組みが必要です。

本市としては、こうした自主回収の報告を集約することにより、的確に違反食品等が回収され、措置が講じられているのかを把握することができ、必要に応じて、市民の皆様に自主回収情報を公表し、また、関係自治体に対して情報提供を行うことによって、危害の未然防止及び拡大防止に繋がると考えています。

さらには、事業者が、自ら積極的に食品の回収を行い、情報を開示することによって、消費者からの信頼を得ることになります。

しかし、自主回収報告制度を導入するにあたっては、法令に違反しているものや危害発生するおそれのあるもの等、必要に応じて、自主回収についての報告を求めるものとします。

#### 4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備

■本市は、緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止するための体制を整備する。

人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、迅速かつ的確な対応が被害の未然防止と拡大防止には不可欠です。

そのためには、平素から危機管理体制を整備しておく必要があります。



## ★ 京都市食の安全推進協議会 ★

### ■京都市食の安全推進協議会の設置

本市における食品等の安全性の確保に関する以下の施策等について協議するため、京都市食の安全推進協議会を置く。

- ①食品安全推進計画に関すること。
- ②京都市食品衛生監視指導計画に関すること。
- ③その他、食品等の安全性の確保に関すること。

### ■協議会の委員

協議会の委員は以下の者から、市長が委嘱し、又は任命する。

- ①学識経験者
- ②消費者（市民公募）
- ③事業者
- ④その他、市長が必要と認めるもの

### ■臨時委員

特別の事項を調査し、又は協議させるため必要があるときには、臨時委員を若干名置くことができる。

「食品安全推進計画」や「京都市食品衛生監視指導計画」の策定、その他本市の食品衛生に係る施策について協議し、意見等を表明することを役割とし、「京都市食の安全推進協議会」を設置します。

協議会がその役割を十分に果たしうるよう、条例によりその位置づけを明確にし、また、協議会委員については、学識経験者、消費者（市民）及び事業者など、さまざまな立場の方を選定し、協議会での意見等を施策に反映させます。